

20歳になったら 国民年金

日本国内に住所のある20歳から60歳までの方は、国民年金に加入しなければならぬことをご存じですか。

被保険者は3種類

第1号被保険者

- ・ 20歳以上の学生
- ・ 20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、フリーターなど

第2号被保険者

- ・ サラリーマン、OLなど(厚生年金や共済組合の加入者)

第3号被保険者

- ・ 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続き

20歳になる日の属する月の初旬に中村年金事務所から勸奨用の書類が送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。

後日、年金手帳と納付書が送付されますので、保険料の納付を忘れずにお願ひします。

年金手帳は「一人に二手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は、一生涯にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

平成25年度の保険料の額

定額保険料(加入者一律)

月額15040円

第1号被保険者は、毎月保険料を納める必要があります。日本年金機構が発行する納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納める方法と、預金口座から自動的に納付できる口座振替やクレジットカード支払いの方法があります。

保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないよ

うに、学生本人の前年所得金額が118万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(学生以外の20歳代)の方が、将来年金を受け取ることができなくなること防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間や若年者納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

問合せ先

中村年金事務所

役場住民課 内線121

広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先
七宝焼体験教室特別企画 「椿のペンダント」	1月19日(日)・21日(火)・22日(水) 23日(木)・25日(土)のいずれか1日 午前9時30分～11時30分	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 交流工房	2,500円	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 052(443)7588
「みんなおいでよ!巨大かるた」 (カルタ取り)	1月11日(土) 午前10時～正午 ※雨天時は翌日	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 芝生広場	無料	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 052(443)7588
新春かきぞめ大会	1月11日(土)～13日(月) 受付:午前10時30分～午後3時 ※表彰式 2月2日(日)	海南こどもの国 会場:多目的ホール 定員:無制限	無料	海南こどもの国 0567(52)1515

※開催時間、休館日、事業の詳細な内容は、問合せ先でお尋ねください。